

●香川県警察本部告示第3号

自動車の保管場所の確保等に関する法律実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月24日

香川県警察本部長 木 下 慎 哉

自動車の保管場所の確保等に関する法律実施規程の一部を改正する規程

自動車の保管場所の確保等に関する法律実施規程（平成12年香川県警察本部告示第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第1条の2、第5条関係）			別表（第1条の2、第5条関係）		
警 察 署	交 番 又 は 駐 在 所	交 番	警 察 署	交 番 又 は 駐 在 所	交 番
略			略		
香川県丸亀警察署	<u>与北駐在所</u> <u>善通寺交番</u> <u>龍川駐在所</u>	<u>善通寺交番</u>	香川県丸亀警察署	豊原駐在所 多度津交番 四箇駐在所 白方駐在所	多度津交番
	<u>吉原駐在所</u>				
	豊原駐在所 多度津交番 四箇駐在所 白方駐在所	多度津交番			

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。